

事業譲渡に関する手続が整備されました

2023年12月13日から、届出となります

1

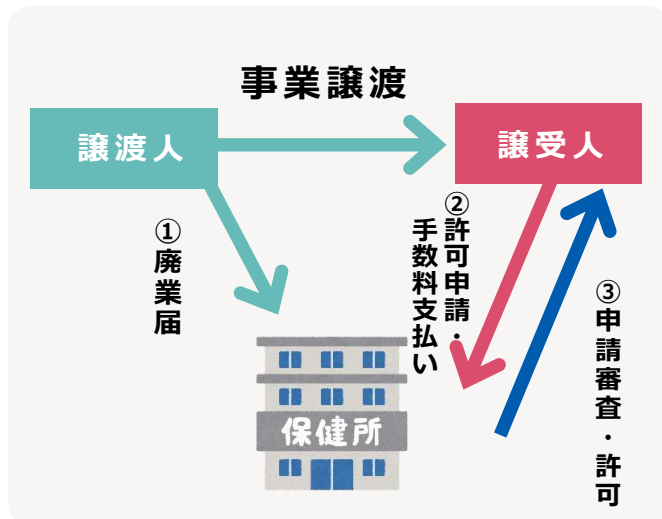
2023（令和5）年12月13日から、食品衛生法における営業の事業譲渡について、合併・分割・相続の場合と同様に、譲受人は、新たな許可の取得等を行うことなく、届出により営業者の地位を承継することとなります。譲受人は、遅滞なく保健所へ届出を行ってください。

詳細はこちら

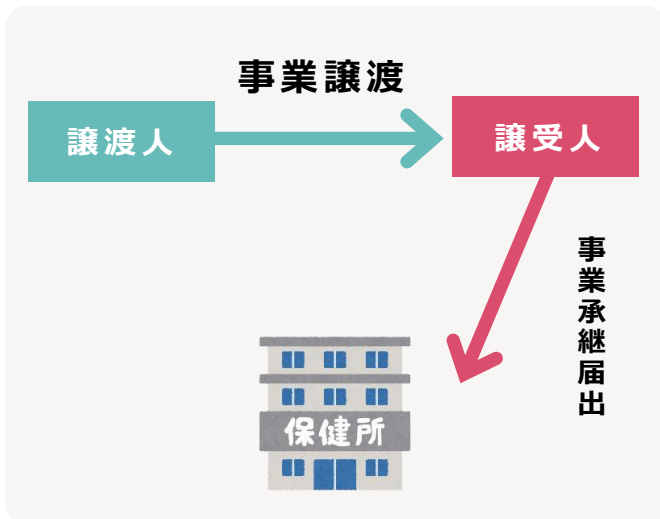
生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部改正について



【改正前】



【改正後】



※承継届のほか、譲渡を証する書類等の添付が必要です。

2

譲渡人は、事業譲渡を行おうとする場合、可能な限り管轄の保健所にあらかじめ相談してください。また、譲渡人は、譲受人に対し譲渡する事業の内容や衛生管理等について、適切に説明を行ってください。

3

原則として、承継の前後で、許可または届出の内容は、変更されません。ただし、譲渡の届出の際に、変更の届出を行うことは可能です。

4

営業における衛生管理に関する一義的な責任は譲受人にあります。そのため、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準の確保が重要であることを認識ください。

5

届出受理後、保健所は施設において譲受人により衛生管理が適切に実施されていること等の確認を行います。

！ 事業譲渡に関する届出は、オンライン上で提出することができます！

⇒裏面参照

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 0

食品衛生申請等システムへアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



PCでのアクセスを推奨します。

スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。

iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

Step 1

食品等事業者情報登録（初回のみ）

G Biz IDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得します。

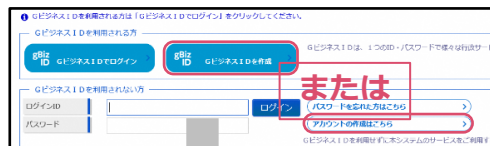
G Biz IDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

通常アカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G Biz IDの取得を推奨します。

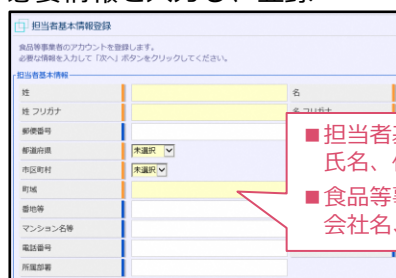
① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス



② G Biz IDの作成またはアカウント作成を選択



③ 必要情報を入力し、登録



- 担当者基本情報
氏名、住所、連絡先等
- 食品等事業者基本情報
会社名、住所、連絡先等

Step 2

届出の手続き方法

① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン
※表面に記載のURLまたはQRコードからアクセス



② 申請したい項目「地位承継届の届出」⇒届出の種類「譲渡」を選択



④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせをすることがあります。

※画像は改修予定イメージにつき、実際の画面とは若干異なる可能性があります。

③ 譲渡者情報を入力



【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

